
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討 (見積りの開示)

本資料の目的

1. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」(以下「公開草案」という。)について、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

2. 2019年10月30日に公表した公開草案に対するコメント募集は、2020年1月10日に締め切り、公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、主に別紙の点について公開草案の提案から変更を行っている。

結論

3. 別紙における検討の結果、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙

現在の文案において、公開草案から変更された主な点は次のとおりである。

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(1) 開示目的（公開草案第4項）における文言の変更	「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす <u>可能性の高い項目</u> 」における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とすることを提案していた。	「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす <u>リスクがある項目</u> 」における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とすることとした。	<p>項目の識別の閾値が相当程度高くなるように読め、記載の意図が正しく伝わらないというコメントを踏まえ、発生可能性の閾値の解釈について混乱が生じることを避けるため、及び本会計基準で識別される項目はIAS第1号「財務諸表表示」（以下「IAS第1号」という。）第125項により識別される項目と異なるものとするを意図していないことを明確化するための修文である。</p> <p>公開草案公表時より、IAS第1号第125項と異なる定めを置くことを意図しておらず、明確化する趣旨での文言の変更であり、本公開草案の提案を実質的に変更するものではない。そのため、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。</p>
(2) 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における取扱い	連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、金額の算出方法に関する記載をもって本公開草案第7項(2)の注記（会計上の見積りの内容につい	連結財務諸表を作成している場合に、個別財務諸表において第7項(2)の注記事項について連結財務諸表における記載を参照することができる	公開草案に寄せられたコメント及びコメントに対応するための審議の過程で、本項の意義を明確化する必要性が示されたことにより修文を行ったものである。公開草案の「この場合」は連結財務諸表を作成している場合を示すことを意図していたが、文章の並びを変えることでその意図を明確化した。公開草案の提案を

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(公開草案第9項)	て財務諸表利用者の理解に資するその他の情報)に代えることができるとしたうえで、この場合、連結財務諸表における記載を参照することができる」と提案していた。	したうえで、金額の算出方法に関する記載をもって本公開草案第7項(2)の注記に代えた場合であっても連結財務諸表における記載を参照することができる」とした。	変更するものではなく、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
(3) 公開草案で示されていた例示の削除(公開草案第21項)	会計上の見積りの開示対象として識別する項目の例示として、一定期間にわたり充足される履行義務に係る収益の認識、ストック・オプションの費用処理額の見積り、引当金及び金融商品や賃貸等不動産の時価情報を示していた。	左記を削除した。	公開草案に寄せられたコメントにおいて、公開草案で示した例示がチェックリスト化してしまうことに対する懸念が示されたことに対応して例示を削除したものである。公開草案では、開示目的に従って開示する項目を識別することを定めており、この削除により公開草案の提案を変更するものではない。そのため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
(4) 翌年度の財務諸表に与える影響に関連する記載の削除(公開草案第27項)	翌年度の財務諸表に与える影響として、見積りの方法の変更を行った場合(新たに見積ることが可能となった場合を含む。)の影響ではなく、見積りの前提とな	左記を削除した。	公開草案に寄せられたコメントにおいて、記載対象外となる見積りの方法の変更を行った場合の範囲の解釈について、実務でばらつきが生じることに関する懸念が示されており、指摘のような解釈及び適用の混乱が生じることを避けるため、公開草案の記載を削除した。この変更は、寄せられたコメントに対応した公開

項目	公開草案の提案	公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	<p>った状況又は仮定が見直されたことに起因するものであることを示したうえで、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第4項(7)で定義¹される「会計上の見積りの変更」による影響と必ずしも一致するものではないことに留意する必要があることを提案していた。</p>		<p>草案の修正であり、公開草案を再度公表するほどの重要性はないと考える。</p>

以上

¹ 新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。